

電子記録債権制度の活用について

経済産業省 小宮義則

電子記録債権制度は、平成15年に、経済産業省が、中小企業の資金調達円滑化を目的として、検討を開始。以降、中小企業のみならず、様々なビジネスモデルを検討。これを踏まえつつ、昨年、電子記録債権法案が、法務省及び金融庁により国会提出され、昨年6月に成立・公布。

電子記録債権とは、当事者の意思表示に加え、電子債権記録機関が作成する記録原簿に記録しなければ発生または譲渡の効力が生じない債権。指名債権および手形債権双方の特徴を併せ持つ柔軟性がある。

電子記録債権の活用類型としては、①電子手形、②電子指名債権（電子売掛債権）、③リース・クレジット債権の流動化、④CMSへの活用、⑤シンジケートローンへの活用等が想定された、しかし、法案の制定過程において、記録機関の財務健全性や運営基盤の安定性が重視されたため、現行法制では、③及び④は、事実上難しいと見られている。

経済産業省においては、2007年度において、中小企業金融円滑化に資するため、電子手形及び電子売掛債権の制度整備を検討。大企業と中小企業、債権者と債務者が、合意することが可能な共通ルールの設定を図っている。

電子手形については、①利用者の事前審査を行うこととすべき、②記録事項を限定すべき、③記録請求手続きについて、一定の条件の下で、発生記録請求につき包括委任を容認すべき、④譲渡人の担保責任について、原則として「保証記録」が付されるべき、⑤譲渡禁止特約を設けない制度とすべき、⑥一定の条件の下で、受取側が単独で債権を分割することが可能、⑦不渡処分制度と同様の制度が整備されるべき、⑧下請法に適合する制度設計とするべき、といったルールを整備。

一方、電子指名債権（電子売掛債権）については、①利用者の事前審査は必要なし、②任意的記録事項の項目について法16条2項16号に基づき政令で定めるべき事項は、当面はなし、③記録請求手続きについては、電子手形と同様、④譲渡人の担保責任について、当然に担保責任を負うものとはしない、⑤譲渡禁止特約について全面的に禁止することは困難、また、債権の分割は一定の条件の下に認めるべき、とした。

今後の電子記録債権制度の発展については、電子記録債権が、第二の通貨と成り得る潜在力を、メリット及びデメリットの観点から判断し、電子債権記録機関の監督規制が、どの程度緩和されるかにかかっている。